

入札説明書

1 発注工事の概要

工 事 名	市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その１）
工事場所	米子市車尾六丁目、吉岡地内
工 期	本契約の締結の日から令和８年３月３１日まで
工事内容	橋長 L=366.0m 幅員 W=6.8m 施工延長 L=122.0m 塗装塗替工 A=5,100 m ² 橋梁補修工 一式 仮設工 一式
予定価格	４４０，１２９，８００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
最低制限価格	次の計算式により算出された額。ただし、当該算出された額が予定価格の１０分の８に満たないときは、予定価格の１０分の８に相当する額とする。 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×９／１０＋一般管理費×５．５／１０)×１．１
契約保証金	請負代金の１０分の１以上
前 払 金	請負代金の１０分の４以内
部分払又は 中間前払	米子市建設工事執行規則（平成１７年米子市規則第１０６号）の規定に基づく部分払制度か中間前金払制度のいずれかを仮契約締結時に選択。

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、令和７年度及び令和８年度の建設工事指名競争入札参加資格において、土木一式工事（一般）のＡ級を有する２社によって自主的に結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

共同企業体としての条件	工事实績	構成員のいずれかが、平成２７年度以降に単独、又は共同企業体の代表者として、橋りょう補修・補強工事又は鋼橋補修・補強工事等において、鋼橋の塗装塗替で PCB 又は鉛含有塗料の既存塗膜除去の工事を施工した実績があること。
	配置技術者	構成員のいずれかが、平成２７年度以降に単独、又は共同企業体の代表者として、橋りょう補修・補強工事又は鋼橋補修・補強工事等において、鋼橋の塗装塗替で PCB 又は鉛含有塗料の既存塗膜除去の工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した実績を持つ、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の１８第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を現に受けている者で、かつ、当該いずれかの構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込みの日の３か月以上前から継続しているものをいう。以下 同じ。）に

		ある者を、本件工事に専任で配置することができること。
		構成員または下請業者が、1級塗装技能士（鋼橋塗装作業）の資格を有する者を本件工事に専任で配置することができること。
構成員としての条件	構成員	市長が定める令和7年度の建設工事指名競争入札参加資格のうち「土木一式工事（一般）」において、A級であること。
	出資比率	出資比率を30パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	配置技術者	全ての構成員が、建設業法第26条の規定に基づく監理技術者（又は国家資格を有する主任技術者）を当該工事に専任で配置できること。但し、構成員のうち1社は監理技術者を配置すること。
	設計業務受託者との関係	本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年6月1日施行）第7の4に掲げる関係を有する者でないこと。
	指名停止	入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
	経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
	その他	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

3 設計図書の閲覧等

本件入札における設計図書については、次のとおりとする。

交付場所	米子市ホームページ
申込期間	令和7年7月25日（金）から同年8月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

4 設計図書に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※ 質問事項を記載した書面(別記様式第7号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	令和7年7月25日（金）から同年8月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

5 入札参加申込みの期限等

申込期限	令和7年8月8日（金）午後4時
申込場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365
提出書類 指名通知	次の書類を、記載要領に基づき各1部を持参の上、提出のこと。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 同種工事の施工実績調書（様式第2号） (3) 配置予定技術者調書（様式第3-1号） (4) 配置予定技術者調書【1級塗装技能士（鋼橋塗装作業）】 （様式第3-2号） (5) 誓約書（様式第4号） (6) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）の写し (7) 資金的関係等確認調書（様式第6号） ※ 令和7年8月20日（水）に入札参加申込者に審査結果を通知の予定。 なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。 (1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。 (2) 市が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れている者がいるとき。 (3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者がいるとき。 (4) 市長が公共工事の受注者としてふさわしくないと認める者がいるとき。 (5) 本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあっては、本入札参加資格での経営事項審査において、最も高い点数を保有する者のみを指名するものとする。 ア 入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係 イ 入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係 ウ 入札参加希望者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係 エ 入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係 オ その他上記の関係に準ずる関係
その他	配置予定技術者について、同時期に発注される米子市の他の競争入札と同一人である場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の取扱い」（令和4年1月6日適用）により取扱う。

6 入札日等

入札日	令和7年9月2日（火）午後1時40分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎202会議室

入札書の提出方法	郵便入札方式とする。 (1) 郵送方法 「郵便入札用封筒貼り付け用紙」をホームページからダウンロードし、長形3号の封筒に貼り付けた上で、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。 (2) 差出期限 令和7年8月29日（金） (3) 指定配達日 令和7年9月 1 日（月）※日付を間違えないこと。 (4) 提出物 入札書及び工事費内訳書 ※指定封筒の入札番号欄は空欄にしてください。
入札保証金	免除
その他	(1) 入札者は、入札時に立会人として本入札に参加することができる。ただし、その立会人の数は、1入札者当り構成員数を上限とする。 (2) 入札者が1者であっても、入札は執行するものとする。 (3) 入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。

7 契約日

本契約日	令和7年10月1日（水）予定（9月議会最終日の議決により本契約予定）
------	------------------------------------

8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本件入札は、仮契約の締結後、本市議会の議決を受けた場合に限り有効となる。
- (5) 本件入札において落札の決定をされた者であっても、本契約日（議決の日）までの間に指名停止措置を受けた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (6) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

様式第 1 号

入札参加申込書

年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

工事名 市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その1）

上記工事の公募型指名競争入札への参加を申し込みます。

（共同企業体の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

印

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

印

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

印

連絡先 : 担 当 者 名
 : 電 話 番 号
 : ファクシミリ番号

同種工事の施工実績調書

会社名				
工事名等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	請負金額(最終)	千円	千円	千円
	工 期			
	受 注 形 態	(%)	(%)	(%)
工事概要及び数量				

＜記載要領＞

- 1 共同企業体としての入札参加資格の要件となっている施工実績を記入すること。国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先して記入すること。
- 2 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額（最終）は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（ %）内に記入すること。
- 5 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
- 6 当該工事の確認書類として、工事实績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合は、その協定書を含む。）を添付すること。
- 7 記載する内容がない欄には、斜線を引くこと。

配置予定技術者調書

会 社 名				
配置予定技術者の氏名				
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)		()	()	()
入札参加資格要件に該当する工事实績	工事名			
	発注機関名			
	施工場所			
	請負金額 (最終)	千円	千円	千円
	工 期			
	従事役職			
	工事概要			

<記載要領>

- 1 構成員ごとに配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定技術者は、各構成員においてそれぞれ 2 人まで記載することができる。また、上記に記載した配置予定技術者のうち 1 人以上は、共同企業体としての入札参加資格要件に定める工事实績欄も併せて記入すること。
- 2 記入する工事については、様式第 2 号の 2 に準じて記入すること。
- 3 法令による資格・免許は、監理技術者証の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
- 4 工事概要は、工事の概要、構造及び基礎の形式、概略数量、施工条件等について記入すること。
- 5 配置予定技術者は、3 か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることを確認することができる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。
- 6 当該工事の確認書類として、工事实績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合は、その協定書を含む。）を添付すること。
- 7 記載する内容がない欄には、斜線を引くこと。

配置予定技術者調書【1 級塗装技能士（鋼橋塗装作業）】

会 社 名	
配置予定技術者の氏名	

- ＜記載要領＞
- 1 入札参加資格者条件となっている配置技術者のうち、1 級塗装技能士（鋼橋塗装作業）を記載すること。
 - 2 資格者証の写しを添付すること。
 - 3 配置予定技術者は、3 か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。
 - 4 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。

誓 約 書

米子市との間に市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事（その 1）の請負契約を締結したときは、構成員が連帯して施工に当たるとともに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）を遵守することを誓約します。

年 月 日

（共同企業体の住所、名称及び代表者名）

印

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

印

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 米子市発注に係る市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事(その1)(当該工事内容の変更に伴う工事及び附帯工事を含む。以下単に「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事(その1)〇〇〇・〇〇〇
特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分代金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇会社 〇〇%

〇〇〇〇〇会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者として定めることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり**特定建設工事**共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書**2**通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年〇月〇日

住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称	〇〇〇〇〇会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

資本的関係等確認調書

共同企業体の構成員について 資本的・人的関係のある者の 住所・名称	当該関係人との関係

<記載要領>

- 1 「共同企業体の構成員について資本的・人的関係のある者の住所・名称」欄には、米子市建設工事入札参加資格者のみを記載すること。
- 2 自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の米子市建設工事入札参加資格者の総株数の25%以上を保有するものを記載すること。（関係業者が上場企業である場合は、法人（自社）保有のもののみ記載）
- 3 役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。（監査役については、記載の必要なし）
- 4 該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

設計図書等に対する質問書

年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名



担 当 者 名
電 話 番 号
ファクシミリ番号

下記工事の設計図書等について、次のとおり質問します。

工 事 名

番号	質問内容	設計図書等の該当頁

(送信票は必要ありません。この質問書のみファクシミリにより送信してください。)